

バリアフリー認証についての基礎調査事業（２）

ドイツにおけるバリアフリー整備に関する基礎調査

報告書【概要版】



2019年12月

公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

目次

はじめに

- ・調査の背景及び目的／調査の方法

第1章 バリアフリー整備に係る法体系

- 1-1 法体系の概要
- 1-2 障害者平等法（連邦法）の概要

第2章 バリアフリー整備の実現化制度

- 2-1 連邦障害者委員会の概要
- 2-2 ハンブルク都市州の障害者平等コーディネータの概要

第3章 バリアフリー整備事例

- 3-1 ベルリン市内のバリアフリー整備事例
- 3-2 ミュンヘン市内・レーゲンスブルク市内のバリアフリー整備事例

第4章 今後の課題

調査の方法

- ・ドイツ（ハンブルク市）在住で都市計画の専門家エルファディンク・スザンネ氏の協力を得て、本調査に関係する法律、規則、関係団体等の資料（主にホームページ）を紹介頂き収集した。
- ・これらの資料をエルファディンク・スザンネ氏及び穴山朝子氏の協力を得て、主要な資料は全文を、或いは関係部分の概要を翻訳しバリアフリー施策の概要を把握した。
- ・2019年10～11月に渡独された穴山朝子氏、川内美彦氏の協力を得て、公共交通や公共施設におけるバリアフリー整備の実情を取材頂き、実情を確認した。

はじめに

調査の背景及び目的

バリアフリー法の平成 30 (2018) 年 11 月 1 日の法改正で、障害者等の参画による評価等を行う会議の開催が明文化されたことから、今後障害当事者も参加する評価の重要性が増してくると考えられる。

そこで、今後の評価制度のあり方について検討していくために、昨年度 (2018 年度) は、韓国のバリアフリー認証制度の調査を実施した。

韓国では 2007 年 4 月に、施設利用者が直接利用しやすさの水準を評価できる利用者中心のバリアフリー生活環境認証制度が制定され、2015 年度から本格的に施行された。また国主導だけでなく、ソウル市など自治体主導における認証制度も実施されている。昨年度の韓国 (ソウル市及び近郊) でのバリアフリーの認証制度の調査では、認証団体へのヒアリングを中心に行い、実際に認証を受けた施設を視察した。なお調査の過程で、これらの制度設計時に参照した、ドイツ、スイス、日本 (東京都) の評価等制度の存在が分かった。

そこで今年度 (2019 年度) の調査は、ドイツでのバリアフリー整備の評価・推進の取組みの制度や実施状況の調査を行うと共に、これらの制度を我が国で参考とした上で、導入の実現性を考察するための基礎調査を目的として実施した。

調査の結果と課題

ドイツのバリアフリー施策の根拠法は「障害者平等法」でハード面の施設整備以外にソフト面も含む広範な対象についての平等確保を定めている。また連邦政府の所管する事業を対象とする連邦法と、個別の事業や団体・個人の平等確保に対応する州法の両方が制定され、準拠すべき整備基準や DIN (ドイツ工業規格) を指定している。

また「障害者平等法」には、当事者の利益守り、不平等の申し立てについて調停したり、政策に対するアドバイスをする組織を連邦法では「障害者委員会」、州法では「コーディネータ」「障害者利益のための専門委員」等を位置づけ、障害者の平等な移動と利用、平等な取扱いについて、具体の申し立てに対応している。

しかし調停等の具体的な事案は、ホームページに掲載されておらず把握できなかった。

一方ベルリン、ミュンヘン等を訪問した際に、近年整備された公共施設を中心にバリアフリー整備の実情を確認したが、必ずしも車いす使用者や視覚障害者に使いやすい整備とは思えないものもあり、障害当事者の関与について、明確な状況確認はできなかった。

以上から、バリアフリー整備を進める制度は「障害者平等法」による法体系が整っていることは把握できたが、実際の整備を見ると、有効なバリアフリーとなっているか、その整備を必要としている当事者に確認が必要との認識を持った。しかし実際の取組みについてはウェブ調査では把握することはできなかった。

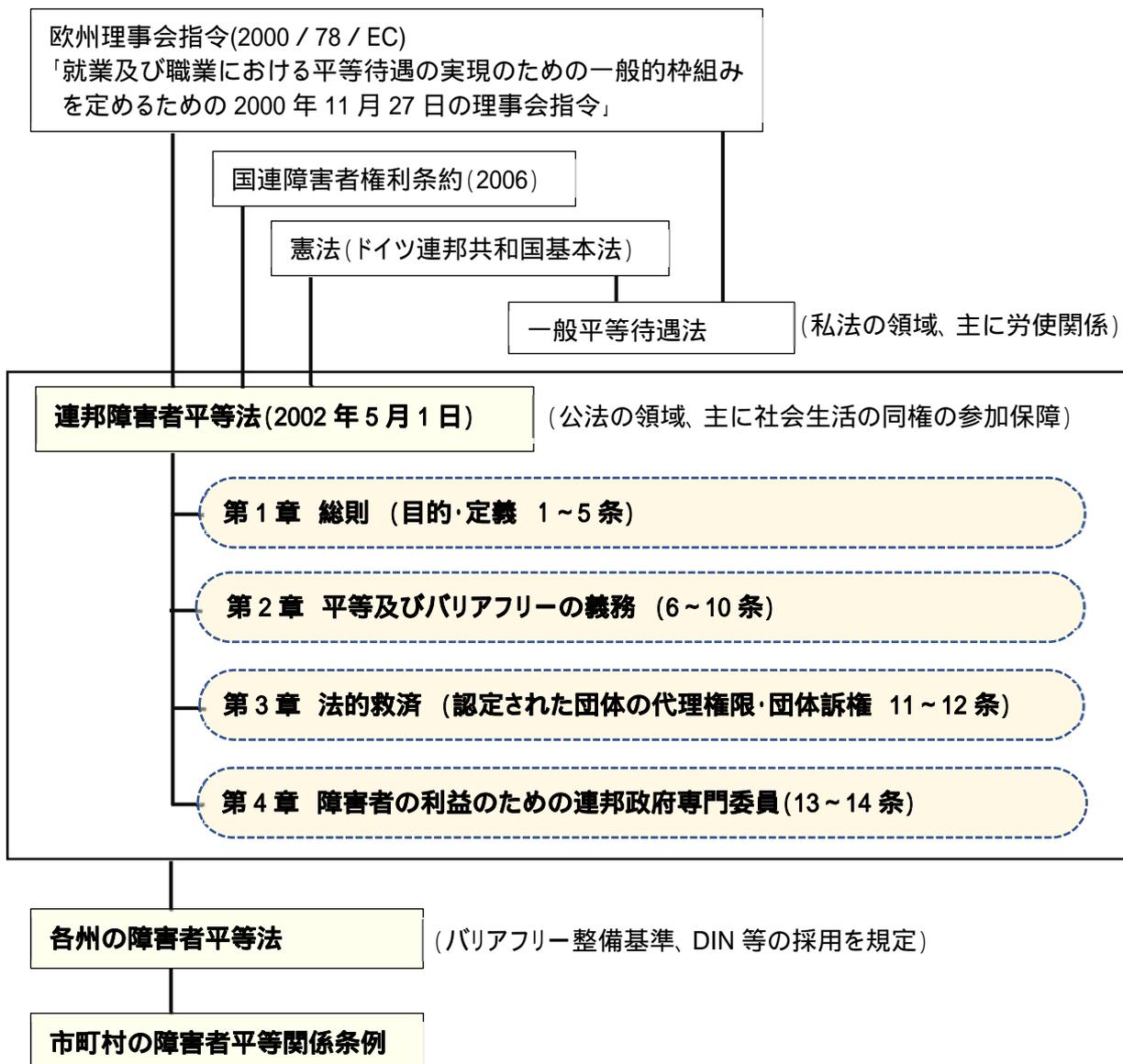
今後バリアフリーの整備内容の精査と当事者による評価、計画時点からの当事者参加の実態等、現地での調査が必要と思われた。

第1章 バリアフリー整備に係る法体系

1-1 法体系の概要

- ・ドイツの法律の体系を概観すると、国際条約、EU法に拘束され、憲法（ドイツ連邦共和国基本法）に基づく事項については「連邦法」が制定され、それに基づき、各州が「州法」を定めている。国連障害者権利条約
 - *州：ドイツには16州あり、うちベルリン、ハンブルク、ブレーメンは都市州と呼ばれ、単独で州としての行政権限が与えられている。（本報告書ではハンブルク州等と表記）
- ・なお「連邦法」では基本的な法の枠組みを規定し、市民に直接関わる法規定は、基本的に「州法」に定められている。

ドイツのバリアフリー法制度の体系 / EU法・憲法・連邦法・州法・条例の関係



1-2 障害者平等法

(1) 連邦障害者平等法の概要

- ・ドイツにおけるバリアフリー整備の法的根拠は「連邦障害者平等法」(2002年制定)である。
- ・「連邦障害者平等法」の構成は「総則」「平等化及びバリアフリーの義務」「法的救済」「障害者の利益のための連邦政府専門委員」の全4章・15条である。

(2) 連邦障害者平等法の規定の概要

公的領域における障害者差別の禁止 (第1条、第2条、第7条)

- ・障害者への不利益な取扱いの禁止、差別の禁止を明記した。また女性障害者が男性障害者と同権を実現するための特別な措置を規定した。

障害の定義 (第3条)

- ・「身体的機能、知的能力又は精神的健康が年齢相応の状態とは異なっている状態が6カ月を超えて続く蓋然性が高く、そのために社会生活への参加を阻害されている者」としている。

バリアフリーの定義 (第4条)

- ・「建造物及び他の施設、交通手段、日常生活用の工業製品、情報処理システム、視聴覚的情報源及びコミュニケーション設備並びに他の人為的な生活領域が、障害者にとって、一般的な通常の方法で、特別な困難がなく、且つ原則的に他人の援助なしに利用でき、使用できること」とし、生活領域を幅広くカバーしている。またバリアフリーの目的を「利用、使用できること」とし、基準通りの整備を求めている訳ではないことが、読み取れる。

コミュニケーションにおけるバリアフリー (第6条、第9条)

- ・ドイツ手話は独自の言語として、ドイツ語対応手話はコミュニケーション方式として規定した。これにより手話通訳による情報提供等が保障された。

建築及び交通のバリアフリー (第8条)

- ・公的な空間のバリアフリーを規定した。その方法としては、一般に認められている技術上の基準に応じてバリアフリー化しなければならないとしている。

書類、情報提供のバリアフリー (第10条、第11条)

- ・公的機関からの通知や書面の書式、ホームページにおける特に視覚障害者のアクセシビリティを規定した。

目標設定協定 (第5条)

- ・障害者団体と企業又は企業団体との間で、バリアフリーを実現するための条件や日程等に関する基本協定を締結するもの。目標設定協定は、障害者を「福祉の対象」から「社会参加の主体」へと変える「パラダイム転換」と位置付けられている。
- ・このような、協議によりバリアフリー整備の目標を定める手法を採用した理由は、多面的なものであるため、硬直した規定によってはとらえきれない、との考えに基づき、当事者間で自由に合意された基準は、バリアフリーの発展を柔軟に受け入れ、適切な解決を見出すことができる。としている。

代理権限に依る団体訴権 (第12条、第13条)

- ・権利を侵害された個人に代わり(本人の同意を得て)、認可された当事者団体等が法的保護の申し立てを行うことができる制度。

第 2 章 バリアフリー整備の実現化制度

2-1 連邦障害者委員会

(1) 連邦障害者委員会概要

連邦障害者委員会設置の法的根拠

- ・「連邦障害者平等法」(当時の第 14、15 条)に基づき設置されている。
- ・連邦内閣により専門委員が 1 名任命され、支援するスタッフを置く。

専門委員の役割

- ・障害者が障害のない人と同等の利益を守られ、そのための生活環境を整えるための政府責任を、あらゆる社会領域において果たすこととされている。
- ・社会環境が障害者に与える影響を監視、分析し、場合によって介入を行う。
- ・政府内では、政治的決定や法制定に積極的に関わる。
- ・各省庁は、障害者に関わる問題や、関連法規、規定等制定の際に専門委員を関与させる。
- ・現行法に問題がある場合は、専門委員は改正を提案し、新しい計画において障害者利益への配慮を勧告する。

情報収集、助言、広報

- ・専門委員は、法律情報の提供、実践的助言、障害者が社会と職業に適応できる方法を助言し、あらゆる公共的、文化的な発議を行い、インクルーシブな社会の構築を目指す。
- ・専門委員は障害者個人、障害者団体、自助グループや個人と密接な関係を維持することにより彼らの抱える問題、期待、主張について様々な知見を収集する。

助言の範囲

- ・専門委員は、役所や関連機関に指示を与えたり、特定の行動を命令することはできない。個々の検証や法的なアドバイスもできない(註:これは弁護士、コンサルタント等の職務である)
- ・専門委員は州政府や自治体レベルの法律にもとづく案件は管轄しない。
各地での問題解決策のためには、地元の障害者委員、団体の相談窓口が対応する。
- ・プロジェクトや個人への助成金に関し、専門委員は関与しない

(2) 障害者と公的機関との争議を解決するための調停

*連邦調停局:「連邦障害者平等法」改正後(2016)の「第 16 条」に基づく障害者と公的機関との争議を解決するための機関。

(2-1) 連邦調停局について

- ・任務:独立機関として、障害者と連邦政府の公的機関との争議を、裁判になる前の段階で仲裁し解決する。
- ・スタッフ:専門教育を受けた「調停者、仲裁者」と言われる人が現在 4 名在籍。守秘義務を課せられている。
- ・調停の対象:政府の公的機関により、障害を理由にアクセシビリティを阻害されたり、社会参加を妨げられた障害者は、連邦調停局に訴え、相談することができ、連邦調停局の助力を得ながら、法廷外で、問題の解決策を見つけることである。

(2-2) 公的機関・公権力の担い手

- ・連邦障害者平等法の適用は、個々の事例ごとに具体的に審査され、公的機関との関連性があるとされれば、アクセシビリティにかかわる争議として調停の適用対象となる。
- ・適用対象の例：各省庁関連、各省庁所属の役所、各地の関連部署ほかである。

(2-3) 調停の申請手続き

調停の申請

- ・申請者（連絡先、手話通訳の要望、障害の区分等）
- ・公権力の担い手によりどのようにアクセシビリティを制限されたか（発生時期と場所）
- ・この調停によって、どのような目的に到達すること希望しているか

②調停手続きの流れ

- ・申請書の確認と審査、通知
- ・被申立人の意見表明。公的権力の担い手は意見を表明或いは問題改善の機会与えられる
- ・改善されない場、連邦調停局はその旨申請者に知らせ、申請者側が意見表明
- ・文書による調停（調停手続きは、原則として文書で行われる）
- ・「調停案」の通告
- ・「争議解決」の提案（当事者同士が合意に至らない場合、「争議解決」の提案をする）
- ・合意に達しない場合は「直接討議」
- ・さらなる調停手続きとしての「口頭の調停」（第三者（連邦調停局所属の調停者）立ち会いの下行われるが、自身が決定を下すのではなく、調停の手続きと方法に責任を持つ）。
- ・調停が不成立の場合法的な手続きとして「異議手続」「法的な訴訟」に移行
- ・訴訟前の調停申請（法的訴訟行為の前に「障害者平等法」に基づき調停申請を行う）

(2-4) 調停事例

事例1 公共の催し物への入場(2017年度報告書 45頁)

【事案の概要】ある女性が、公共の催し物への入場を、車いす定員を理由に制限されたため、これを「差別」として申請。

【調停の経緯】

- ・連邦調停局は、主催する公的機関に連絡を取り、女性からの申請書を提示。
- ・公的機関側は、この入場制限を「セキュリティを考慮した基本的対応」と説明、またこの措置は防火法で定められた基準に含まれるものであった。

【調停の結果】

- ・この公的機関側は「将来的に障害者の不利益を避けることに真剣に取り組み、障害者の社会への同等参加を可能にする」ことを明言、申請者はこの対応を受け入れた。

事例2 駅の改修期間中のアクセシビリティ(2018年度報告書 52～53頁)

【事案の概要】数年にわたる駅の改修のため、移動の自由を制約された人々から、エレベーターを使ってホームに到達できる駅のアクセシビリティについて、関係（障害者）団体から調整局に申請があった。

【調停の経緯】

- ・依頼内容：改修期間中も駅のバリアフリーを維持するよう何らかの解決方法を見出してほしい。
- ・この間、連邦調停局手続き中に、被申立人（鉄道側）はこの団体と交渉し、現時点での車いす使用者の行動に関するデータを開示し、改修中に可能な代替通路を提案した。データからは、この駅が非常に多くの乗降客に利用され、そのうち移動に制約が生じる部分が目に見えて多く存在することが判明した。

【調停の結果】

- ・連邦調整局の交渉で得られた情報を理由として、被申立側と、障害者団体および連邦調整局との間では以下の内容で同意した。
- ・「障害者の移動の際にはその要求を尊重し、臨時エスカレーターを設置するなど代替措置を検討すること。また被申立側（鉄道側）は、将来的に専門機関と専門家の助力を借り、駅のアクセシビリティにふさわしい解決へ向けて準備すること」を提案した。

2-2 ハンブルク州の障害者平等コーディネーター

（1）障害者平等コーディネーター

- ・連邦障害者委員会に相当する仕組みとして、ハンブルク州には「障害者平等コーディネーター」が州法の第13～14条に基づき設置されている。

（1-1）障害者平等コーディネーターの目的・役割

障害者平等コーディネーターの位置づけ

- ・ハンブルク州上院により任命され、無報酬の名誉職である。
- ・「労働・社会問題・家族・インクルージョン庁」管轄下におかれるが、独立した立場である。
- ・2年ごとに上院に対し「活動報告書」を提出する。

障害者平等コーディネーターの活動目的

- ・「労働・社会問題・家族・インクルージョン庁と協力しつつ、「国連障害者権利条約」におけるインクルージョン（包摂）の考え方を、社会、共同体レベル（生活空間、施設、交通機関等）において、実施していく」ことである。

障害者平等コーディネーターの役割

- ・独立した立場から、ハンブルク市民と行政側、ハンブルク市民と各障害者関連団体との仲介役を務める。
- ・また障害者や障害者団体の相談役としてその要求に対応し、また障害者関連政策について各一部局、省庁に助言を行う。
- ・パンフレット等を発行、情報発信することにより、障害者に対する既存の偏見を減らし、インクルージョンの促進に貢献する。
- ・障害者平等コーディネーターは、各賞授与の実施の責任者である。

障害者雇用にかかる関与

- ・雇用者、事業主、重度障害者、内閣、内務省、同業者組合、労働組合等に対して障害者雇用を準備し、障害者のために、職場の外にも代替的雇用の場を広げる。
- ・若い障害者の職業訓練のための障壁を取り去る。これは社会全体のあらゆるレベルにインク

ルージョンの考え方を浸透させることにつながる。

- ・中でも女性障害者の雇用支援には考慮が払われる。

インクルージョンについて

- ・「インクルージョン／包摂 (Inklusion)」とは：すべての人々（障害者、非障害者、他国籍の人々等）が一緒になり、誰ひとり妨害、排除されない状態を指す。」
- ・障害者への配慮を意味する「インテグレーション／統合 (Integration)」よりも、より良い概念であり、基本的人権と並び、個々人に共有されるべき原則である。

(1-2) 障害者からの相談

- ・事務局は、年間 250 件以上もの障害者からの相談を受けつけている (2015～2016 実績)
- ・テーマ別相談の件数

テーマ	2015 年件数	2016 年件数
仕事・労働	56	32
バリア	45	47
役所関係	42	46
住居	39	25
教育、学校	19	21
他の一般的苦情	18	25
情報 (Information)	13	40
障害者証明書について	11	10
合計件数	249	258

(2) 障害者平等コーディネーターの活動例

【活動例1】「ハンブルク路上祭(フェスト)」の「すべての人のための舞台」

- ・2015年から開始された。
- ・障害者平等コーディネーターは諸経費を助成している(例:手話通訳者等の報酬等)。
- ・「芸術は、個人による自由な享受の在り方が可能、インクルージョンにふさわしいと考えられる」(障害者平等コーディネーター I・ケルナーの言葉から)
- ・年一度、歩行者道路において、「すべての人のための舞台」を開催する。
- ・障害のある人、ない人など様々なアーティストが様々なパフォーマンスを行う。(例:ダンス、ロック、ジャズ、ラップミュージック、朗読等)
- ・この企画のために多くの障害者と支援団体が提携し、企画案を練っている。

【活動例2】 「コンペテンツ・センター(アクセシビリティ研究教育拠点)」の設置

- ・「コンペテンツ・センター」は、ハンブルクにおけるアクセシビリティのための事務所である。
- ・2017年までは無報酬の自発的な市民団体だったが、多忙な職務をこなせないため、将来的に報酬職としてのオフィス設置が障害者平等コーディネーターと議員、政治家のあいだで議論、検討された。
- ・2017年12月20日市議会において「労働・社会問題・家族・インクルージョン庁」より財政支援が決定。

役割: 役所等による新築事業、アクセシビリティに関する留意点等相談に対応、法的に必要なアクセシビリティの実装、助言、解決策を提供する場。現場の視察、ヒアリング、会合などへの出席も行う。

利用者: 建物所有者、プランナー、建築家、エンジニア、IT業者、各種クラブや各種団体等。

業務: 障害者平等コーディネーターが受ける膨大な照会、相談業務を部分的に肩代わりするオフィスである。

「交通、オープンスペース計画」「地区開発」「建築建設」「情報通信」の4分野を取り扱い、セクションごとに担当者が置かれている。

スタッフは建築家、エンジニア、コンサルタント等の専門家である。

第3章 バリアフリー整備事例

3 - 1 ベルリン市内のバリアフリー整備事例

(1) ニコライ教会(博物館)

ニコライ教会は第二次世界大戦で破壊され、再生した後博物館として運用している例である。主に視覚障害のある人への情報保障を行っている。

最も目立つのは、触ってわかる教会の3次元モデルである。(写真1)人工大理石で模型が作られていた。また模型の足元には人間と犬の模型がつけられており、その模型のサイズ感を実感できる工夫があった。ほかにも持ち運びのできる触知図とか、音声ガイドが準備されていたりで、さまざまな工夫がうかがえた。



写真1：三次元モデルとその展示台

(2) Futurium

Futurium は連邦政府が設置した人間、技術、自然の未来をテーマにした博物館だが、ベルリン州も深く関与している最新事例である。

前庭には灰色の床面に直径80cmほどの白色円形のドットが描き詰められ、それらの中には視覚障害のある人への誘導用の模様がつけられていてエントランスに導いている(写真2)。私の見たところではポップアップ現象を誘発するような印象であった。



写真2：前庭のドット模様

正面2階部分は大きな庇のように全体が突き出している。正面から見て、建物の両側には袖壁のようなものが付いているが、これが2階部分で突き出した先端から斜めに下がり、セットバックした1階の壁面位置で接地している。建物の横にある歩道から見れば、斜めに切り上がっていく袖壁が空中突出物になっており、頭を打つ形状である。(写真3)そのため手すりを付けて危険なところに立ち入らないようにしている。そしてその近辺の前庭のドット模様は10cmほどかさ上げしてあって、危険エリアを警告している。しかしこのような警告方法だと、かえってつまずきを誘発する形状である。



写真3：危険な袖壁部分

展示も空中突出や足元への突出が随所にみられ(写真4、5)、その危険性に気づいていないのに驚かされた。

このように Futurium のアクセシビリティには疑問が多く、関係専門家の独善のように思えた。



写真4：危険な空中突出



写真5：つまずきやすい足元

(3) まとめ

ハード面においては、わが国がかなり充実していると言えそうである。また、当事者参画によるまちづくりのやり方も、わが国のほうがよくやっている印象がある。ベルリンの関係者がしばしば言っていた、テロへの警戒がアクセシビリティを減じている面を見ると、社会全体の治安という点でもわが国のほうがよさそうである。

ある駅で車いす用トイレを使った。日本のように開放されておらず、施錠されていたので、鍵のありかを探すのにもものすごく手間取った。係員にパスポートを預けてやっと鍵を入手してドアを開けようとしたが、非常に重い。そこで手間取っていると、通りがかりの男性がさっと手を出してドアを開けてくれた。これがこの社会の当たり前なのだと思う。彼らのアクセスは市民相互の助け合いを前提としたものであり、日本からヨーロッパに観光に出かけた障害のある人たちから「助けがほしいときにさっと手が出てくる」という感想がしばしば出てくる。それを合理的配慮といった枠に囲い込むことさえ不自然に感じる社会こそ、わが国でもっとも足りていない部分ではないだろうか。

これだけの情報社会になっても、わが国はいまだに言語の壁が高く、情報についての過疎地域であることは間違いない。そんな中で、江戸の鎖国時代に独特の文化が開花したように、わが国のユニバーサルデザインは独自の進化を遂げてきているようである。そのよい点、問題点を客観的に把握しながら、海外との情報のやり取りを強化する必要性を強く感じた訪独であった。

*アクセス プロジェクト主宰 川内美彦

3 - 2 ミュンヘン市内のバリアフリー整備事例

(1) ミュンヘン中央駅のエレベーター



エレベーターはエスカレーター近傍に設置され、優先利用者（車いす使用者、ベビーカー連れ、高齢者、妊婦）の表示がある。



(2) ミュンヘン中央駅の地下スーパーへの階段昇降機



地下への移動には階段しかないので、階段昇降機が設置されている。



(3) 店舗出入口



歩道と出入口の高さを調整して段差解消した事例

(4) 音響信号

横断歩道脇に設置された、音響信号。



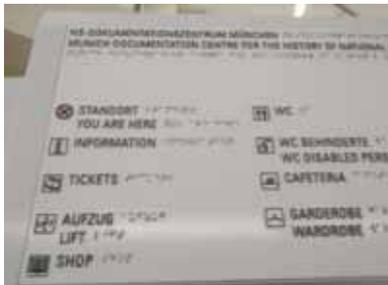
(5) ミュンヘン公立博物館 (連邦・州・市の共同整備、2015年開館)



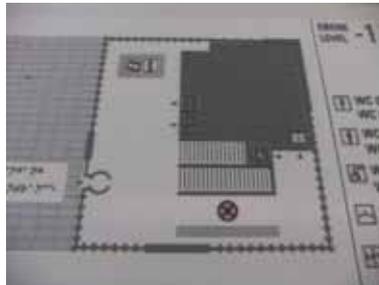
正面玄関入口へのアプローチ。前面道路から入口への誘導用ブロックは設置されていない。メインの入口が回転ドアのため、車いす使用者は入れないことから、入口手前にインターホンが設置され、回転ドア横の戸を開けてもらう。



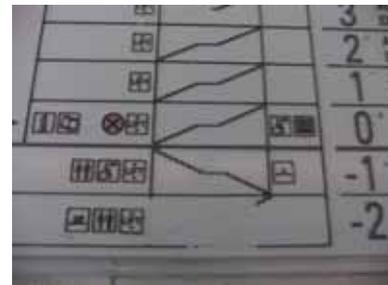
右：館内の階段。段の踏面・蹴上、段鼻がすべて白く、段の位置が分からない。上端に警告ブロックが設置されていない等視覚障害者への配慮が少ない。



エントランスホールの触知案内板。文字やピクトも浮出しのレリーフとなっている。



触知案内の平面図



触知案内の立面図

視覚障害者に対応した触知案内は丁寧に作られている。



車いす対応トイレの入り口。手動引き戸



車いす対応対応トイレの室内は十分広い。便器脇の手すりは両方とも跳ね上げ式。



手洗いの洗面器は小型。水栓はシングルレバー。

写真：穴山 朝子氏提供

第4章 今後の課題

- ・本調査は、連邦障害者平等法と各州障害者平等法、及び連邦障害者委員会、ハンブルク州の障害者平等コーディネータのホームページを中心に、ドイツのバリアフリー整備に係る仕組みについて調査を行い、現在の制度について概略把握することはできた。
- ・一方これらの制度に基づいて具体の整備がどのように行われているのか、障害当事者の参加や整備の成果及び利用者の評価に関する具体の状況は把握することはできなかった。
- ・そこで今後、引き続き実施が望まれる調査について、以下に整理した。

1. 連邦政府の取組み

(1) 連邦障害者平等法の課題把握

- ・連邦障害者平等法の改正は、各州の障害者平等法の改正につながるもので、重要な意味を持つ。現状では2016年7月に改正されているが、改正の効果、或いは残された今後の課題について取材する。特に障害者（団体）のニーズへの対応や、バリアフリー整備についての評価をどのように把握されているか、或いは州政府からの意見等を確認する。

(2) 連邦障害者委員会の業務の実態把握

- ・「連邦政府専門委員」は、連邦政府の政策立案に関与するとともに、連邦政府の施設についてのバリアフリーに関与していることから、具体的にどのような関与があるのか、また障害者団体と連携し、どのような成果を得ているのかを確認する。

(3) 目標設定協定、代理権限に依る団体訴権の実行事例

- ・障害者或いは障害者団体が、バリアフリー整備を求めたり、平等な権利を阻害されたときの法的な異議申し立て、提訴の権利を定めているが、実際に行使され、得られた成果等の事例について調査し、これらの制度の効果を把握する。

2. ハンブルク州の取組み

(1) 障害者平等法に定めた仕組みを実際のバリアフリー整備にどのように実装しているか 相談・要望に対する調停事例の把握

- ・州の障害者平等法では、障害当事者が公的機関から不利益を受けた時に、障害者の利益を守るための組織を位置づけている。ハンブルク州の場合は「コーディネータ」が位置づけられている。
- ・コーディネータは、障害者個人或いは障害者団体からの相談・要望を直接受けて、バリアフリー改善を行うよう、調停等を行うこととしているが、ホームページ等に具体の事案の調停プロセスを確認できる資料、情報が掲載されておらず、ホームページによる調査には限界があることが分かった。

*ハンブルク市では、年間約250件の相談、要望を受付けている。

- ・調停の具体の内容を把握するために、ハンブルク市で実際に関与した組織から資料を得、関

係者からプロセスを伺い、バリアフリー改善結果を確認する。

計画の早い時期からのコーディネータ及び障害者団体の参加事例確認

- ・ハンブルク市障害者平等法（第13条第3項）には、重大な計画に関しては、早い時期にコーディネータの協力を求めるように促しているが、実際に計画時点で参加し協力した事例の内容と効果については、ホームページによる調査では確認できなかった。そこで実際に関与した方々（コーディネータ、障害者団体、所管課等）から、プロセスを伺いバリアフリー整備の有効性と評価を確認する。
- ・また障害当事者が、計画段階・設計段階からバリアフリー整備に関して意見を述べ、整備に関われる機会があるのか、ホームページでは把握することができなかった。そこで現地（ハンブルク市等）で障害者団体にヒアリングし、事例を交えて確認する。

（2）整備終了後のバリアフリー整備に関する、障害当事者評価

障害者団体の評価を把握

- ・近年整備された公共施設（川内氏の報告、穴山氏の取材写真）を見ると、障害当事者にとって、必ずしも有効とは思われないバリアフリー整備が散見された。
- ・バリアフリー整備基準やDINで整備内容が、相当程度規定されていると思われるが、誘導用ブロックの敷設方法やエントランスのバリアフリー整備など、施設ごとに異なる整備がされているように思われるものがある。
- ・これらのバリアフリー整備について、障害者団体はどのような評価をしているのか、現地（ハンブルク市等）で障害者団体にヒアリングし、事例を交えて確認する。

（3）公共交通機関（鉄軌道駅、バスターミナル等）での人的対応

交通事業者の日常的な人的対応と利用者評価の確認

- ・鉄軌道の駅やバスターミナルでの移動と乗降について、合理的配慮等として実施している人的対応の内容を確認する。また乗客による自発的な対応や支援の状況についても把握する。
- ・合わせてハード整備が不足している駅等での代替手段としての人的対応について、障害当事者の評価を確認する。

（4）目標設定協定の実施例

ハンブルク市における目標設定協定の取り扱い

- ・ハンブルク州障害者平等法には、目標設定協定の条項が無いが、目標設定協定と同等の仕組みが用意されているのかを確認する。
- ・合わせてその仕組みが実際に有効に機能しているのかを確認する。
- ・例えば古い鉄軌道駅で、バリアフリー改修がどのように計画的に進められているかを確認する。またその整備計画に対して、障害者団体がどのように評価しているのかを確認する。

（5）ハンブルク市でのヒアリング対象（試案）

ハンブルク市の担当所管課

- ・特に鉄軌道駅、道路、公共施設のバリアフリー整備担当所管に伺い、実際の整備プロセスを

把握査する。その中で特にコーディネータの参加とその評価、障害当事者（団体）の参加とその評価を把握する。

コーディネータ

- ・実際の業務全般について伺う。
- ・合わせて「参事会」「オンブズマン制度」との役割分担や協働等を踏まえ、実際業務の評価、課題点を伺う。

相談業務を担う NPO 法人

- ・実際の相談、要望への対応や、市等の関係機関との間の調停の進め方を具体的に伺う。
特に、施設管理者や事業者と障害当事者が直接協議しない方法で、意思疎通やニーズの実感等をどのように醸成するのか等、確認する。
- ・NPO 法人の例：「バリアフリー ハンブルク コンピテンスセンター」
(Beratungsangebote Barrierefrei Leben e.V.)

障害当事者と共に公共施設のバリアフリー整備の実態を視察

- ・障害当事者（車いす使用者、白杖使用者等）がどのようにバリアフリー整備された施設を単独で利用し、評価しているのか、同行頂き確認する。

バリアフリーに造詣の深い専門家へのヒアリング

- ・行政職員、研究者、コンサルタント、当事者リーダーなど、ハンブルク市のバリアフリー政策に関わる専門家から、現状の法制度、社会への実装の方法等について、評価と課題を伺う。

バリアフリー認証についての基礎調査事業（２）
ドイツにおけるバリアフリー整備に関する基礎調査 報告書
2019年12月

発注者：交通エコロジー・モビリティ財団 バリアフリー推進部
受注者：東京都豊島区巣鴨 4-27-9 森陶管ビル TEL 03-5972-1510
株式会社アークポイント（寺島、金）